

今回のテーマ「技能実習制度運用要領の一部改正」について

外国人技能実習機構から8月16日付けで「技能実習制度運用要領の一部改正」が発表になりました。

詳しくはHPをご覧ください。 https://www.otit.go.jp/jissyu_unyou/

【通知】改正の趣旨を抜粋しています。

改正の趣旨 法の委任に基づき外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）に定める別記様式に記載された実習実施者、監理団体、技能実習生及び外国の送出機関に関する各種情報等について、外国人技能実習機構において体系的に把握・整理し、それぞれの情報を相互に紐付けることにより、関係機関に対する助言・指導等を的確に行うことを可能とする等制度の適正な運用に資することを目的として、所要の改正を行うもの。

【申請書・届出書の様式が変更されました。】

- ・技能実習計画認定申請書（規則別記様式第1号）
- ・技能実習計画軽微変更届出書（規則別記様式第3号）
- ・技能実習計画変更認定申請書（規則別記様式第4号）
- ・監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書（規則別記様式第11号）、
- ・事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書（規則別記様式第16号）
- ・変更届出書／変更届出書及び許可証書換申請書（規則別記様式第17号）

**送出機関番号
整理番号**

など記載欄追加

よくあるご質問（監理団体の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
12-4	「送出機関番号」及び「整理番号」とはどのような番号ですか。申請書には両方記載が必要ですか。	「送出機関番号」は、二国間取決めを作成している国の送出機関に付された9桁の番号です。 「整理番号」は、二国間取決めを作成していない国の送出機関に付された4桁の番号です。 申請書にはいずれか1つの番号を記載してください。
12-5	「送出機関番号」及び「整理番号」は、公表していますか。	「送出機関番号」については、機構HPの外国政府認定送出機関一覧ページ (https://www.otit.go.jp/soushutu_kikan_list/) に掲載されている国ごとの認定送出機関リストにおいて公表されています。 「整理番号」については、機構HPで公表しておらず、監理団体許可後又は外国の送出機関の変更に係る変更届出書の提出後、機構から各監理団体に対し、個別にお知らせします。通知書は大切な情報につき紛失しないよう、貴団体に大切に保管してください。
12-6	許可申請をしたいのですが、整理番号が分かりません。どうすれば良いですか。	監理団体許可申請の際は、整理番号欄を空欄にして申請書類を提出してください。監理団体許可後に整理番号を個別にお知らせします。